

上士幌町特別支援教育就学奨励費認定要領

(令和5年4月25日施行)

1 趣旨

この要領は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第141号）」に基づいて給与する特別支援教育就学奨励費の認定及び支給事務等について、必要な事項を定め事務処理の円滑を図るものとする。

2 給与費目

給与の対象となる費目は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、他の助成事業により自己負担額が全額助成された場合の費目は支給対象外とする。

- (1) 学用品費等
- (2) 通学費
- (3) 修学旅行費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費

3 給与額

各費目の給与額は、当該年度の特別支援教育就学奨励費補助金限度額を基に決定する。ただし、学校給食費は、実費相当分の2分の1以内とする。

4 給与対象者

上士幌町に居住し、特別支援学級に在籍する児童生徒を有する保護者で、前年度の世帯全員の総収入が当該年度の生活保護法に基づく基準額の2.5倍を基礎として算定した額を越えない者。ただし、就学援助制度の対象となる者を除くものとする。

5 その他

その他必要な事項は、教育委員会をもって決定する。

なお、上記により適否が困難な者を含め必要に応じ民生委員の意見を求めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月25日から施行する。